

告示第 8 0 号

廿日市市ごみ一時保管庫等整備補助金交付要綱を次のように定める。

令和 5 年 4 月 1 日

廿日市市長 松 本 太 郎

廿日市市ごみ一時保管庫等整備補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、ダスターステーションの清潔保持及びごみの資源化の促進のために、ごみ一時保管庫、資源物保管庫及び折りたたみ式ボックス（以下「ごみ一時保管庫等」という。）の整備に要する経費に対し、予算の範囲内において市が補助金を交付することについて、廿日市市補助金等交付規則（平成 5 年規則第 1 0 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ダスターステーション 一般家庭から排出されたごみについて市が収集を行う場所をいう。
- (2) 町内会等 町内会、自治会、区等の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。
- (3) ごみ一時保管庫 一般家庭から排出されたごみを、市の収集前に一時的に貯留し、鳥獣による被害を防止するために設置された箱型、物置型などの構造物をいう。
- (4) 資源物保管庫 町内会等が行う集団回収により回収された資源物を、盗難防止のために設置された箱形、物置型などの構造物をいう。
- (5) 折りたたみ式ボックス 一般家庭から排出されたごみを、市の収集

前に一時的に貯留し、鳥獣による被害を防止するために設置された折りたたみ型のボックスをいう。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) ごみ一時保管庫及び折りたたみ式ボックスについては、ダスターステーションを設置又は管理している町内会等で、市が適当と認めた者
- (2) 資源物保管庫については、資源物の集団回収を実施している子ども会、町内会等の営利を目的としない団体で、市が適当と認めた者。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の額は、次のとおりとする。

- (1) ごみ一時保管庫等の購入、製作及び設置に要する費用に2分の1を乗じて得た額とし、その限度額は100,000円とする。
- (2) 前号の規定による補助金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項に規定する額には、次に掲げる費用の額を含まないものとする。

- (1) ごみ一時保管庫等の運搬及び修繕に要する費用
- (2) 土地の貸借料
- (3) ごみ一時保管庫等の撤去及び処分に要する費用

(補助金の交付申請)

第5条 規則第3条第1号の規定により、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を添えて、補助金交付申請書（別記様式第1号）を市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記様式第2号）
- (2) ごみ一時保管庫等を設置しようとする場所の位置図及び当該場所を撮影した写真
- (3) 仕様書その他のごみ一時保管庫等の規格を記載した書類（ごみ一時保管庫等を製作する場合にあっては、その設計図）
- (4) 対象経費の額が記載された見積書等の写し

(5) ごみ一時保管庫又は資源物保管庫を設置する場合にあっては、次に掲げる書類

ア 設置同意書（別記様式第3号）その他ごみ一時保管庫又は資源物保管庫を設置する土地の使用の権原を有することを証する書類の写し

(6) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は交付決定の通知があるまでは、前項の申請に係る行為に着手してはならない。

（補助金の交付決定）

第6条 規則第6条の規定による補助金の交付決定は、補助金交付決定通知書（別記様式第4号）により通知するものとする。

2 市長は、前項の補助金交付決定通知書により通知するときは、必要な条件を付することができる。

（実績報告）

第7条 申請者は、補助事業が完了したときは、当該事業の完了した日から起算して30日以内又は市長が別に定める日までのいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添えて、規則第12条に規定する補助事業実績報告書（別記様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(1) 対象経費の種類及び額が記載された領収書の写し

(2) ごみ一時保管庫等の設置後の状況を撮影した写真

(3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第8条 規則第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは、補助金交付額確定通知書（別記様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の交付時期）

第9条 補助金は、前条の規定によりその額を確定した後に、交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第10条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるとき

は、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段によって補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱及び要綱の規定に基づく市長の指示又は命令に違反したとき。
- (3) 補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
- (4) 補助事業の遂行ができないとき。
- (5) その他市長が補助金の使途を不適當と認めたとき。

2 市長は、前項の規定による取消しを決定したときは、補助金交付決定取消通知書（別記様式第7号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第11条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

（取得財産処分の制限）

第12条 補助対象者は、補助事業により取得した財産を、市長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、市長が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合は、この限りでない。

2 前項に規定する財産の処分制限期間は、次の表の（1）欄に掲げる財産の区分に応じ、（2）欄に掲げる期間とする

（1） 取得財産の種類	（2） 処分制限期間
ア ごみ一時保管庫	ア 10年
イ 資源物保管庫	イ 10年
ウ 折りたたみ式ボックス	ウ 5年

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別記様式第 1 号（第 5 条関係）

別記様式第 2 号（第 5 条関係）

別記様式第 3 号（第 5 条関係）

別記様式第 4 号（第 6 条関係）

別記様式第 5 号（第 7 条関係）

別記様式第 6 号（第 8 条関係）

別記様式第 7 号（第 1 0 条関係）